

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成25年 9 月 18 日

水 曜 日

第 3669 号

## 目 次

### 規 則

- 富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 1

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定  
自立支援医療機関の指定 3
- 飼料試験結果の公表

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 6
- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年 9 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第39号

富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

富山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中「組合員等の」を「組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）の」に改め、「（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等を買取り約付で賃貸するものを除く。）」を削る。

別表第2の1の項の(1)中「特定中小企業団体」の次に「（政令第2条第1項第2

号イに規定する特定中小企業団体をいう。以下同じ。）」を加え、同項の(4)を同項の(5)とし、同項の(3)を同項の(4)とし、同項の(2)を同項の(3)とし、同項の(1)の次に次のように加える。

(2) 事業協同組合等若しくは事業協同小組合の組合員等である特定中小事業者（政令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する特定中小事業者をいう。以下同じ。）又は企業組合

別表第 2 の 3 の項の(2)を同項の(3)とし、同項の(1)の次に次のように加える。

(2) 特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者  
別表第 2 の 7 の項の(2)を次のように改める。

(2) 事業協同組合等の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合  
別表第 2 の 8 の項の(1)中「中小企業者」を「中小事業者（政令第 2 条第 1 項第 2 号イに規定する中小事業者をいう。以下同じ。）」に改め、同項の(2)中「（中小企業者）」を「（中小事業者）」に、「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に改める。

別表第 3 の 1 の項中「貸付けの相手方」を「事業を行う者（政令第 2 条第 1 項及び第 2 項に掲げる事業を行う者をいう。）」に、「1.05パーセント」を「0.85パーセント」に改め、同表の 2 の項から 4 の項までの規定中「1.05パーセント」を「0.85パーセント」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の富山県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸付けの決定をした貸付金に係る貸付利率については、なお従前の例による。

（経営支援課）

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

**富山県告示第389号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定  
 による指定自立支援医療機関の指定について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第  
 123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定  
 したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成25年 9 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
荒川薬局	富山市荒川五丁 目5番1号	精神通院医療		平成25年8月1日

**富山県告示第390号**

飼料試験結果の公表について  
 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条  
 第7項の規定により、平成25年7月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり  
 公表する。

平成25年 9 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要											違反の内容	
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	揮発性塩基性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	ペプシン消化率 (%)	D C P (%)	T D N (%)		M E (kcal/kg)
日本農産工業(株) 知多工場 愛知県知多市	富山飼料畜産(有) (保管倉庫) 黒部市	ノーサン印 子豚育成用配合飼料 エクスパート	H25.7	14.6	4.1	0.66	0.43	2.7	3.9	—	—	—	—	—	—	粗たん白質 0.9%不足
中部飼料(株) 本社工場 愛知県知多市	(有)砺波飼料 (保管倉庫) 砺波市	マル中印肉牛用配合 飼料 きらめきRM後期	H25.7	13.0	5.4	0.29	0.46	6.4	3.4	—	—	—	—	—	—	
中部飼料(株) 本社工場 愛知県知多市	森永酪農販売(株) 関西支店東海営業所 (砺波飼料倉庫) 砺波市	森永ゼーリー16C N	H25.7	17.6	5.4	0.80	0.47	4.9	5.3	—	—	—	—	—	—	
協同飼料(株) 名古屋工場 愛知県名古屋市	丸七商事(株)富山営業 所 (保管倉庫) 小矢部市	日配 肉用牛肥育後 期用配合飼料 ハイ フレック和牛の里7 3	H25.7	13.0	3.4	0.36	0.50	5.9	3.7	—	—	—	—	—	—	
日本農産工業(株) 知多工場 愛知県知多市	湯浅商事(株)北陸営業 所 (保管倉庫) 高岡市	ノーサン印 肉豚肥育用配合飼料 肉豚クランブル	H25.7	14.6	4.0	0.71	0.53	3.2	4.5	—	—	—	—	—	—	
日和産業(株) 神戸工場 兵庫県神戸市	(有)小林有機 (保管倉庫) 射水市	ニチワ印 成鶏飼育用配合飼料 ニュースター	H25.7	17.8	7.5	3.87	0.58	3.5	11.7	—	—	—	—	—	—	

JA東日本くみあい しい飼料(株)知多工場 愛知県知多市 在 (保管場所) 射水市	育成用 18 P H25.6 18.7	3.8	0.93	0.65	5.5	6.1	-	-	-
--	------------------------	-----	------	------	-----	-----	---	---	---

備考

- 1 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。
- 2 その他の検査の欄は、表示されていない原材料が検出された場合及び表示された原材料が検出されなかった場合に、その原材料の名称を示す。
- 3 違反の内容の欄は、表示分量に対して過不足があった場合は、その成分の過不足の量（絶対量）を示し、原材料について違反があった場合は、その内容を示す。

~~~~~  
公 告  
~~~~~**特定非営利活動法人の設立認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年9月18日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 申請のあった年月日

平成25年9月11日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハッピーライフプロジェクト

## 3 代表者の氏名

町村 英俊

## 4 主たる事務所の所在地

富山県富山市七軒町4番5号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、金融、経済、経営、消費に関する教育、啓蒙普及、相談事業等を行い、物心ともに豊かで活力ある生活を送られるよう支援し、もって広く社会全体の利益と健全な市民生活の形成に寄与することを目的とする。

**特定非営利活動法人の定款変更認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年9月18日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 申請のあった年月日

平成25年 9 月11日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北陸青少年自立援助センター

## 3 代表者の氏名

川又 直

## 4 主たる事務所の所在地

(旧) 富山県上新川郡大沢野町万願寺 144番地

(新) 富山県富山市万願寺 144番地

## 5 定款に記載された目的

(旧)

この法人は、不登校、引きこもり、障害等で、社会的な自立が困難な青少年（以下「青少年」と記す。）に対して、基本的な生活習慣の習得、社会復帰、社会的自立への援助、青少年の保護者への相談・研修事業とともに、幼児期から学童期の子どもを持つ保護者に対して、子育てに関する相談・研修事業を行うほか、共生の理念のもと、在宅サービス事業を併せて行うことにより、青少年の自立の促進に寄与することを目的とする。

(新)

この法人は、不登校、引きこもり、障害等で、社会的な自立が困難な青少年（以下「青少年」と記す。）に対して、基本的な生活習慣の習得、社会復帰、社会的自立への援助、青少年の保護者への相談・研修事業とともに、幼児期から学童期の子どもを持つ保護者に対して、子育てに関する相談・研修事業を行うほか、共生の理念のもと、在宅サービス事業・障害福祉サービス事業を併せて行うことにより、青少年の自立の促進に寄与することを目的とする。

